

## 6次産業化商品販売規程

社会福祉法人パステルCSWおとめ

(趣旨)

第1条 この規程は、近隣の6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業(以下「6次産業化事業」と言う。)の販売場所として使用する、「社会福祉法人パステル CSWおとめ」の敷地(建物内を含む)内(以下「販売所」と言う。)で、総合化事業計画認定事業に取り組む事業主(以下「事業主」という。)が守るべき事項を定めるものとする。

(名称及び場所)

第2条 販売所の名称及び場所は以下のとおりとする。

- (1) 名称 みゆげ・ど・ぱすてる
- (2) 場所 小山市乙女625—2 CSWおとめ

(事業主の条件)

第3条は、次の1号又は2号及び3号の要件を満たす者とする。

- (1) 総合化事業計画認定事業を受けた者。
- (2) (1)に準じた者
- (3) 公序良俗を守り、法令等を遵守できる者。

(事業主の資格取得)

第4条 新規会員の登録は、施設管理者の審査を経るものとする。

(契約)

第5条 施設管理者と事業主は、毎年度施設の利用及び出荷に関する契約を結ぶものとする。契約期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで の1年間とし、毎年契約の更新手続きをするものとする。

(販売品)

第6条 直売所の販売品は次の各号に定めるものとする。

- (1) 6次産業化商品で、取扱い可能なもの。
- (2) その他、施設管理者が地域振興上、必要と認めたもの。
- (3) 前項(1)の規定にかかわらず、施設管理者が適さないと判断したものは、販売を中止することができる。

(販売価格)

第7条 販売品の価格は原則として事業主が設定するものとする。

(販売手数料)

第8条 委託販売の販売手数料は売上金の16%に定めるものとする。

(代金精算)

第9条 委託販売にかかる商品の販売代金の清算日及び控除については以下のとおりとする。

- (1) 販売代金の清算日

販売期間	清算日
1日～末日	翌月15日

- (2) 控除項目 第7条の販売手数料

(営業日、営業時間、定休日)

第10条 営業日、営業時間、定休日はCSWおとめの決まりに準ずる。

(商品の搬入、補充、引き取り)

第11条 委託販売品の搬入、補充、引き取りについては次に定めるものとする。

- (1) 搬入時間はCSWおとめの開業日で、原則として午前10時から午後5時までとする。
- (2) 商品の入れ替え、引取りは事業主の判断で行うこと。
- (3) 商品が多数の場合は、調整させていただくことがあります。

(出荷資材及び表示ラベル)

第12条 委託販売品の出荷資材及び表示ラベル(価格表を含む)については、施設管理者の指定するものを使用するものとする。

(事故・クレーム)

第13条 販売した商品の事故、クレーム処理は次の通り行うものとする。

- (1) 購入者からのクレームについては、原則として施設管理者が対応する。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、施設管理者は出荷者及び出荷協議会に再発防止を求める。
- (2) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、施設管理者は出荷者協議会と協議し、速やかに対応する。ただし、費用の支出については事故原因により出荷者に負担を求めることができる。

(出荷の停止)

第14条 施設管理者は次の号に該当する事業主を出荷停止することができる。

- (1) 販売品に偽りの表示をした事業主。
- (2) 購入者から頻繁にクレームが発生する品物を出荷した事業主。
- (3) 販売陳列に関し、秩序(ルール)を守らない事業主。

(出荷登録の取り消し)

第15条 次に掲げる出荷者は出荷者協議会に諮り出荷登録の取消しをするものとする。

- (1) 産地としての名を汚したり、農産物直売所の信用を無くす行為をした出荷者。
- (2) 第13条にあたる行為を繰り返し行う事業主。

## 附 則

この規程は、平成29年8月から施行する。